

鎌倉審議 第 6 号
平成16年9月 7日

鎌倉市長 石 渡 徳 一 様

鎌倉市個人情報保護運営審議会
会 長 安 富 潔

鎌倉市長の所管に係る個人情報の取扱いに関する意見について
(答申)

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づき、平成16年8月31日付け鎌市第470号をもって諮問のありました電子計算機による個人情報の処理については、諮問の内容を適当なものとして認めましたので答申します。

なお、この条例による個人情報保護制度の趣旨に沿って、個人の権利及び利益を侵害することのないよう下記の点に十分配慮されるよう要望します。

- 1 取扱いに係る個人情報の性質に照らし、電子計算機による個人情報の処理については、大量かつ高速での情報処理が可能である反面、不可視の状態では処理されることから、その取扱いに当たっては、管理規則を定め、セキュリティに配慮してより一層慎重な対応に心がけること。

鎌倉市個人情報保護条例第12条第1項の規定に基づく諮問事項

番号	業務名	業務の概要	業務主管課名	導入年度
1	戸籍事務	戸籍事務への鎌倉市戸籍情報総合システムの導入に伴う電算処理の開始	市民課	平成16年度